

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

第1 改正理由

市町村助成交付金の額の算定基礎となる国有財産台帳価格は、5年ごとに価格改定されるが、平成8年度以降、土地に係る評価方式の変更等による台帳価格の変動の影響を緩和するため、土地に係る台帳価格の補正措置を講じてきたところである。

本年3月31日現在で行われた価格改定では、地価の下落等が反映され、台帳価格全体としては下がったものの、依然として台帳価格と前年度の市町村助成交付金の算定基礎価格との間に乖離が残っており、予算の範囲内での適正な配分が困難な状況にある。

したがって、従前の台帳改定の急激な変動が算定に及ぼす影響を引き続き緩和し、補正した価格に基づき算定を行う必要があるため、改正するものである。

第2 改正内容

国有提供施設等所在市町村助成交付金法施行令第5条に規定する土地の価格について、国有財産台帳に登録された当該土地の価格（国有財産台帳価格）を、総務省令により補正した価格とする特例を、平成24年度まで延長することとする政令改正を受け、具体的補正方法を定めたもの。

なお、今回の改正により補正した価格は、当該年の土地に係る台帳価格が前年度の市町村助成交付金算定の基礎となった土地に係る価格を超えるものにあつては、前年度の市町村助成交付金算定の基礎となった土地に係る価格に、当該年の土地に係る台帳価格と前年度の市町村助成交付金算定の基礎となった価格の差額の3分の1（平成24年度にあつては、2分の1）に相当する額を加算して得た価格とし、その他の土地にあつては、当該年の土地に係る台帳価格とする。

第3 施行期日

公布の日から施行